

人を大切にする企業と働く人に役立つ・・・

Monthly Topics



保存版

職場の健康診断

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
 ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 職場の健康診断について

実例) 職場の従業員の健康診断について教えてください。

解説) 事業者は、労働安全衛生法第 66 条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

CHECK1 健康診断の種類・対象 事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

契約形態	正社員	パートタイム労働者						
		○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約(契約更新により1年以上になる場合を含む)			○契約期間が6月以上1年未満の有期契約(契約更新により6月以上となる場合を含む)			
週所定労働時間(対正社員)	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	
一般健康診断								
雇入時の健康診断								
定期健康診断(1年以内に1回)						△		
特定業務※1への配置換え時に行う健康診断	◎	◎	○	△		◎	○	△
特定業務従事者の定期健康診断(6月以内に1回)								
健康特殊診断		特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。						
入社時、有害業務※2への配置換え時に行う特殊健康診断								
定期の特殊健康診断(6月以内に1回)								

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(平成5年12月1日基発第663号)により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※1：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

(深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務、等)

※2：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務

(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等)



□❖ 健康診断Q&A ❖□

Q : 費用負担は事業者が全額負担しなければならないのでしょうか

A : 原則的には、事業者が健康診断に関する費用を負担することとなります

解説) ただし、従業員自ら選択した医師による健康診断、従業員自ら追加した検査項目、健康診断の結果が「再検査が必要」という場合の再検査の費用については事業者が負担する必要はありません。

※法律では、明確に健康診断の負担について記載していませんが、行政通達では、「健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものである」(昭47.9.18基発602)としています。

Q : 健康診断に要する時間は賃金を支払わないといけないのでしょうか。

A : 一般健康診断に要する時間については、必ずしも労働時間として取り扱わず、賃金を支払う必要はありません。

解説) ただし、事業者の判断で、受診を促すという意味からも一般健康診断に要する時間について、賃金を支払ってもよろしいかと思えます。

一方、特殊健康診断は、所定労働時間内に行なわれることが原則ですので、賃金を支払う必要がありますのでご注意ください。

健康診断は、従業員のためでも、事業者のためでもあります。健康診断の実施、結果の保存等、様々な義務を有していますので、忘れずに健康診断を受診させましょう。

Q : 育児休暇中・介護休業中や病気休業中の労働者に健康診断を実施する必要はありますか。

A : 定期健康診断を実施すべき時期に、労働者が休業中の場合は健康診断を実施しなくても差し支えありません。ただし、休業終了後は速やかに定期健康診断を実施しなければなりません。

Q : 個人的な事情を理由に定期健康診断の受診を拒否する社員がいます。どのように対応したらよろしいでしょうか。

A : 定期健康診断(法定の項目)につきましても、法律で社員にも受診が義務付けられていますので、就業規則に受診拒否に関する直接の規定がない場合でも職務・服務規定違反として処分対象とすることは可能です。

解説) この場合、処分規定による懲戒の対象となることのほか、①②のようなデメリットや③のようなメリットをお伝えいただき、健康診断を受診させることが考えられます。

①上記のように服務規律違反に該当するため、賞与や給与の査定に影響しうること

②会社が健康診断結果を把握できないため、健康管理や就業上の措置に影響を与える可能性があること

③健康診断(法定の項目)の費用については会社が負担すること(※)

※法により事業主に健康診断の実施が義務付けられているため、事業主が負担すべきものとされています。

